

墨田区告示第515号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、曳舟文化センターの指定管理者を次のとおり指定する。

令和7年12月19日

墨田区長 山本 亨

施設の名称	指定管理者	指定期間
曳舟文化センター	東京都千代田区神田小川町一丁目 2番地 株式会社ケイミックスパブリック ビジネス 代表取締役 橋本 鉄司	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで